

「令和5年度共同生活援助に係る説明会（集団指導）」

受講確認票 確認問題の解答

群馬県監査指導課第三係

○確認問題1

身体拘束の廃止・適正化のための取組について、誤っているものを1つ選択してください。

1. 身体拘束等の適正化のための研修を年1回以上行う必要がある。
2. 身体拘束適正化検討委員会を年1回以上開催する必要がある。
3. 身体拘束等の適正化の指針を整備する必要がある。
4. 身体拘束を行っていない場合、必要な措置を講じる必要はない。

<正答>

4. 身体拘束を行っていない場合、必要な措置を講じる必要はない。

身体拘束を行っていない場合でも、下記に示す必要な措置を講じる必要があります。なお、身体拘束の廃止・適正化の取組を行っていない場合も同様に、身体拘束廃止未実施減算を適用するだけでなく、下記に示す必要な措置を講じる必要があります。

- ① 身体拘束等に係る記録をすること。（※身体拘束を行った場合）
- ② 身体拘束適正化検討**委員会**を**年1回以上**開催し、従業者に周知すること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための**指針**を整備すること。
- ④ 身体拘束等の適正化のための**研修**を**年1回及び新規採用時**に実施すること。また、研修の内容について記録すること。

（説明箇所：（1）運営上の留意点について（2）実地指導を通じての留意点について）

<基準省令（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）第213条で準用する第35条の2他>

○確認問題2

業務継続計画について、正しいものを1つ選択してください。

1. 業務継続計画において、利用者の安全を守るための対策を重視する必要はない。
2. 業務継続計画策定のポイントは、「被災時の対策」のみである。
3. 令和6年度以降も引き続き、業務継続計画の策定は努力義務である。
4. 業務継続計画は作成するだけでなく、関係者に周知し、平時から研修等を行う必要がある。

<正答>

4. 業務継続計画は作成するだけでなく、関係者に周知し、平時から研修等を行う必要がある。

業務継続計画の策定は、令和6年度から義務化されます。危険発生時において迅速に行動ができるよう業務継続計画を策定し、適切な運営に努めてください。

(説明箇所: (5) 災害(業務継続計画)に関して)

<基準省令(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)第213条で準用する第33条の2他>

○確認問題3

個別支援計画について、正しいものを1つ選択してください。

1. 個別支援計画の実施状況の把握(モニタリング)は少なくとも年に1回以上行う必要がある。
2. 個別支援計画の作成は、アセスメント→計画原案作成→個別支援計画の作成に係る会議→計画作成→計画の説明・同意・交付の手順によって行う。
3. 相談支援事業所が開催する会議に利用者及び当事業所のサービス管理責任者が参加している場合、個別支援計画の作成に係る会議を開催する必要はない。
4. 個別支援計画を作成しているが交付していない場合は、個別支援計画未作成減算の対象とならない。

<正答>

2. 個別支援計画の作成は、アセスメント→計画原案作成→個別支援計画の作成に係る会議→計画作成→計画の説明・同意・交付の手順によって行う。

個別支援計画の作成は、上記の手順に従って行ってください。また、個別支援計画の作成に係る会議は相談支援事業所が開催する会議とは異なることにも注意してください。

なお、モニタリングは少なくとも6月に1回以上行う必要があります。

(説明箇所: (2) 実地指導を通じての留意点について)

<基準省令第213条で準用する第58条他>